

確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 7月28日、厚生労働省通知「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)」※1、「確定拠出年金制度について」の一部改正について※2、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について※3、および同事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」※4が発出されました。
- 主な通知等の内容は、以下のとおりです。
 1. 企業型DCの運用方法の除外について、新規購入のみを停止して、保有している運用商品の「売却を伴わない除外」の選択肢を追加
 2. 7月28日付、DC省令改正(三菱UFJ年金ニュースNo.521 ※5)により、信託約款の定めに基づき終了・償還される場合は、加入者等の同意を取得することなく運用方法の除外が可能とされたことに伴い、運営管理機関が加入者等に対して金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容として、「信託商品の繰上償還の説明」を追加

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について\(通知\)](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※3 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※4 [確定拠出年金Q&Aの改定について](#)

※5 [「三菱UFJ年金ニュースNo.521」](#)

施行期日

- 公布日(2021年7月28日)より適用

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. 企業型DC運用方法にかかる除外方法の選択肢追加

<通知等の改正内容> (DC法令解釈通知第6の1)

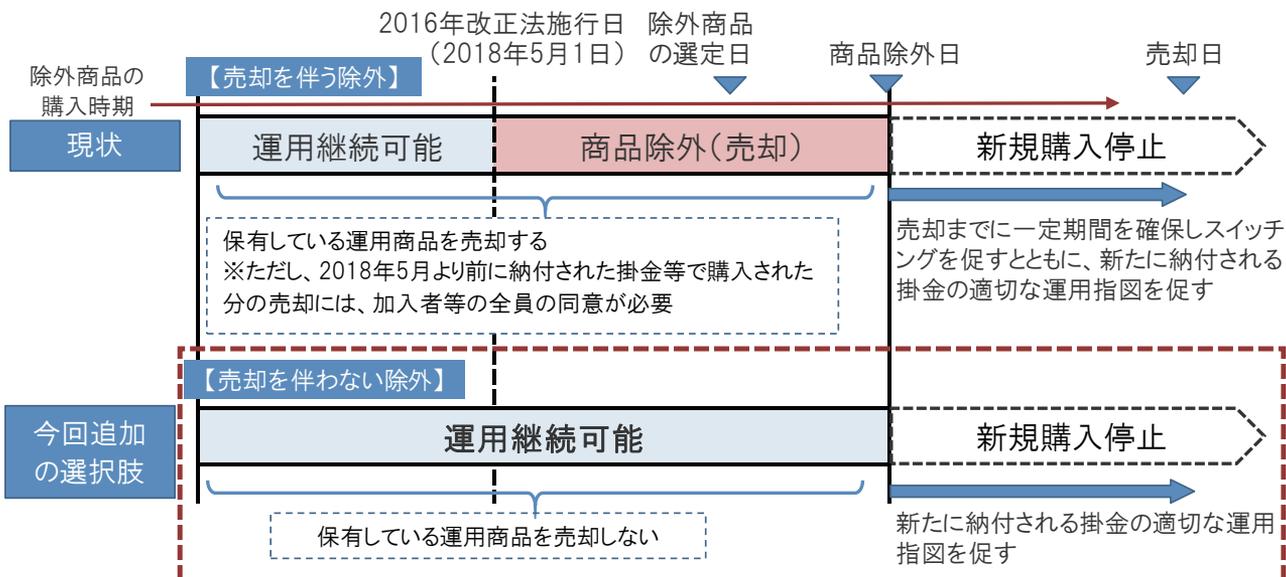
- ✓ **既に保有している運用方法について、「売却を伴わない除外」を可能とする**
- ✓ 運営管理機関等は、運用方法を除外しようとするときは、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえて「売却を伴う除外」とするか又は「売却を伴わない除外」とするかを決定すること
- ✓ 「売却を伴わない除外」とした場合は、運営管理機関等による除外運用方法指図者に対する運用方法を除外した旨の通知は、除外決定の加入者等への周知とあわせて除外する日を通知することをもって、代えることができる

【ご参考】運用商品除外方法の選択肢追加の背景

- 2016年改正において、商品選択者の3分の2以上の同意で運用商品の除外が可能となったが、改正法の施行日以降同意取得日までに購入した部分については売却する必要があった(改正法施行日前に購入した部分は、運用継続可能)
- しかし、改正法施行日に遡って売却することは、除外を同意していない者について意図しない売却を伴い、投資信託での時価変動や、保険商品での解約金が発生する等の課題があり、**過去分の売却を伴わない将来分のみを除外(「閉鎖型」)する選択肢を追加するもの※6**

※6 厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p40参照

運用商品除外方法の選択肢追加の概要



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 加入者等に対する信託商品の繰上償還の説明追加

<通知等の改正内容>（7月28日付DC省令改正通知等）

【共通事項】

- ・7月28日付DC省令改正により、信託約款の定めに基づき終了・償還される場合は、加入者等の同意を取得することなく運用方法の除外が可能とされたことに伴い、運用の方法が信託商品である場合には、加入者等が同意取得手続を通じて繰上償還の事実を把握することがなくなることを踏まえ、運営管理機関から加入者等に対する情報提供の具体的内容を明確化する
- ・情報提供に当たっては、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう行う必要がある

【信託商品を提示するに当たっての情報提供】

- ・運用の方法として信託商品を提示するに当たっては、**当該信託商品が繰上償還される可能性がある旨並びに繰上償還がなされると当該商品が換金されることにより運用が行えなくなること及びその手続を説明すること**
- ・一定の条件を満たした場合には信託契約の解約を行う旨があらかじめ信託約款に定められている場合には、償還に係る一定の条件についても説明すること

【繰上償還時の情報提供】

- ・運営管理機関は、加入者等に提示した信託商品が繰上償還される場合には、概ね**償還の1ヶ月前までに当該加入者等に対して、次の①から⑤の事項を説明すること**
 - ① 当該信託商品の名称
 - ② 償還期日
 - ③ 償還の理由
 - ④ 確定拠出年金運営管理機関が提示しているその他の運用商品
 - ⑤ ④に提示する運用商品に変更する場合の手続
- ・真にやむを得ない事情により償還前に説明することが困難である場合は、償還後速やかに説明すること
- ・資産管理機関及び国民年金基金連合会（積立金の管理に関する事務を他の者に委託している場合には、当該受託者）は、信託約款の変更又は信託契約の解約に係る書面の交付等により信託会社から信託商品の償還に係る情報を得た場合には、当該情報を確定拠出年金運営管理機関に速やかに通知すること

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。